

いじめ防止基本方針

茂原市立南中学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法・県いじめ防止対策推進条例 第2条1項）

(2) 基本方針

- ① いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にも起こりうることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ② 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させて資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指す。
- ③ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ④ いじめ防止に対する具体的な方策については、生徒や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

（県いじめ防止対策推進条例 第8条）

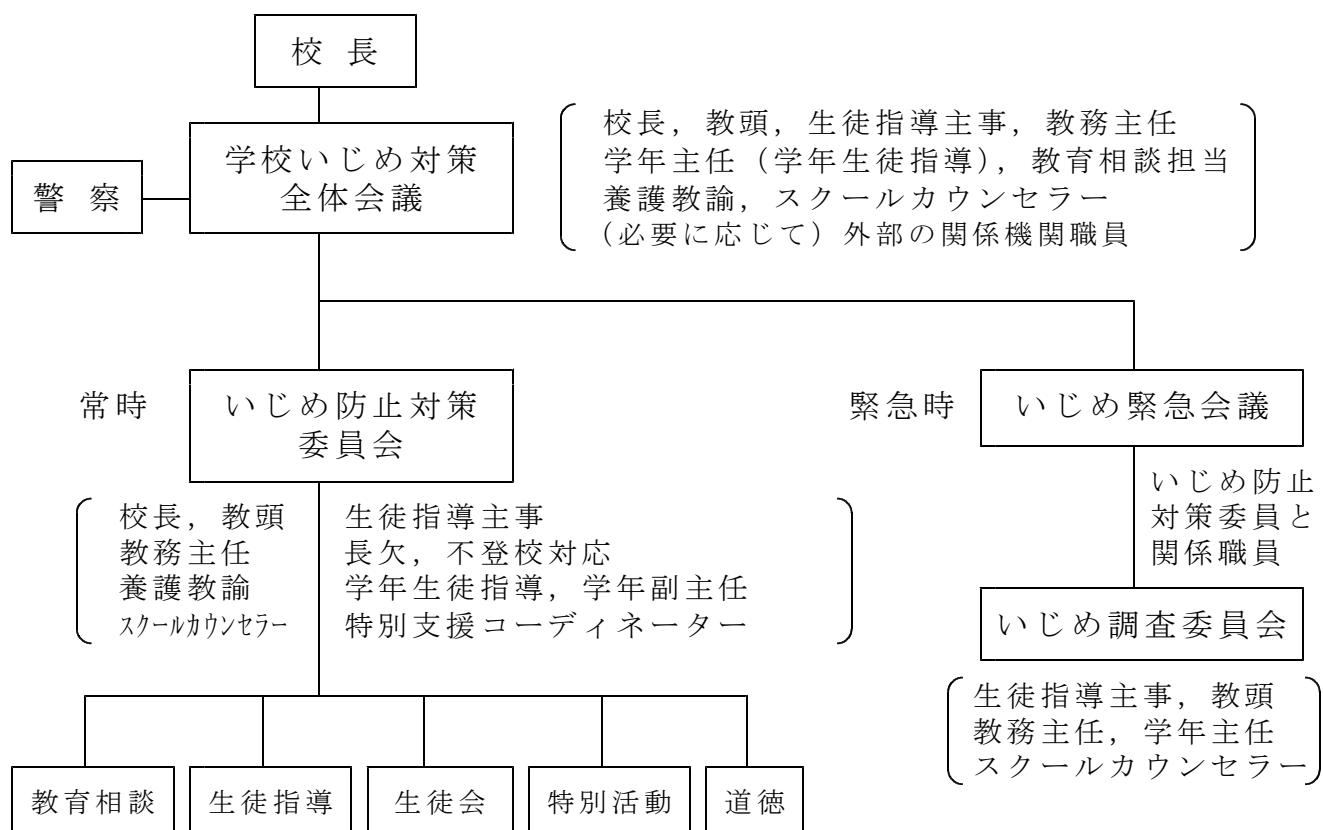
(3) 内容

- ① いじめの防止等の対策のための組織
（いじめ防止対策推進法 第22条，県いじめ防止対策推進条例 第12条）
- ② いじめに対する取り組み
ア いじめの防止のための取り組み
イ 早期発見のための取り組み
ウ いじめがあった場合の措置
エ 年間計画作成
- ③ 重大事態への対処
（いじめ防止対策基本法 第28条，県いじめ防止対策推進条例 第21条）
- ④ 教育委員会，関係機関との連携

2 生徒の実態（近年におけるいじめと疑われる行為のうちで多いもの）

- ① 携帯電話やパソコンのインターネットを利用した誹謗中傷，画像送信。
- ② 心ない言動や行動（陰口，悪口，仲間外しなど）による人間関係の悪化。
- ③ 悪ふざけ（ぶつかる，たたくなど）による嫌がらせ。

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ① 生徒には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ② 保護者や地域に対しては「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だより等で、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③ 教職員の言葉が生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- ④ 生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。
- ⑥ いのちを大切にするキャンペーン等、生徒会活動の充実を図り、生徒が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑦ 運営委員会を毎週1回、適応指導・特別支援委員会を適宜実施し、以下の内容についての話し合いをする。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ① 休み時間等も含め、生徒の活動中は教職員は生徒とともに活動することを基本とする。また、生徒とのコミュニケーションを常日頃より密にとり、情報収集に努める。
- ② 年間3回、学校生活に関する調査を行う。

- ③②の調査をもとに、担任や希望する教職員による教育相談を行う。
- ④保護者との面談（7月、12月）の際には、生徒の実態について慎重に情報交換を行う。

イ その他

- ①学校における相談窓口は教頭または生徒指導主任とする。
- ②生活ノートの活用により、生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③相談箱を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報することを、保護者にも周知する。
- ⑤外部の相談機関や電話相談の情報を、本人や保護者に周知する。

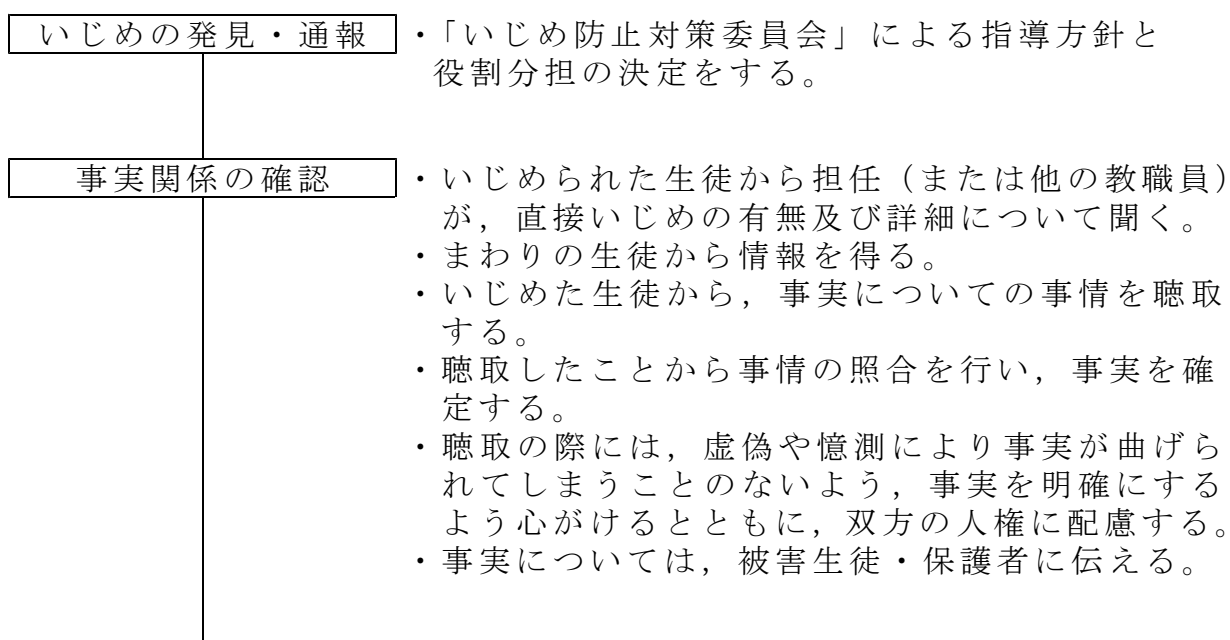
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
東上総教育事務所相談室	2 3 - 4 4 6 0
外房地区少年センター	2 2 - 3 7 4 1
茂原市青少年指導センター	2 2 - 4 4 6 6
茂原市教育委員会学校教育課	2 0 - 1 5 5 8

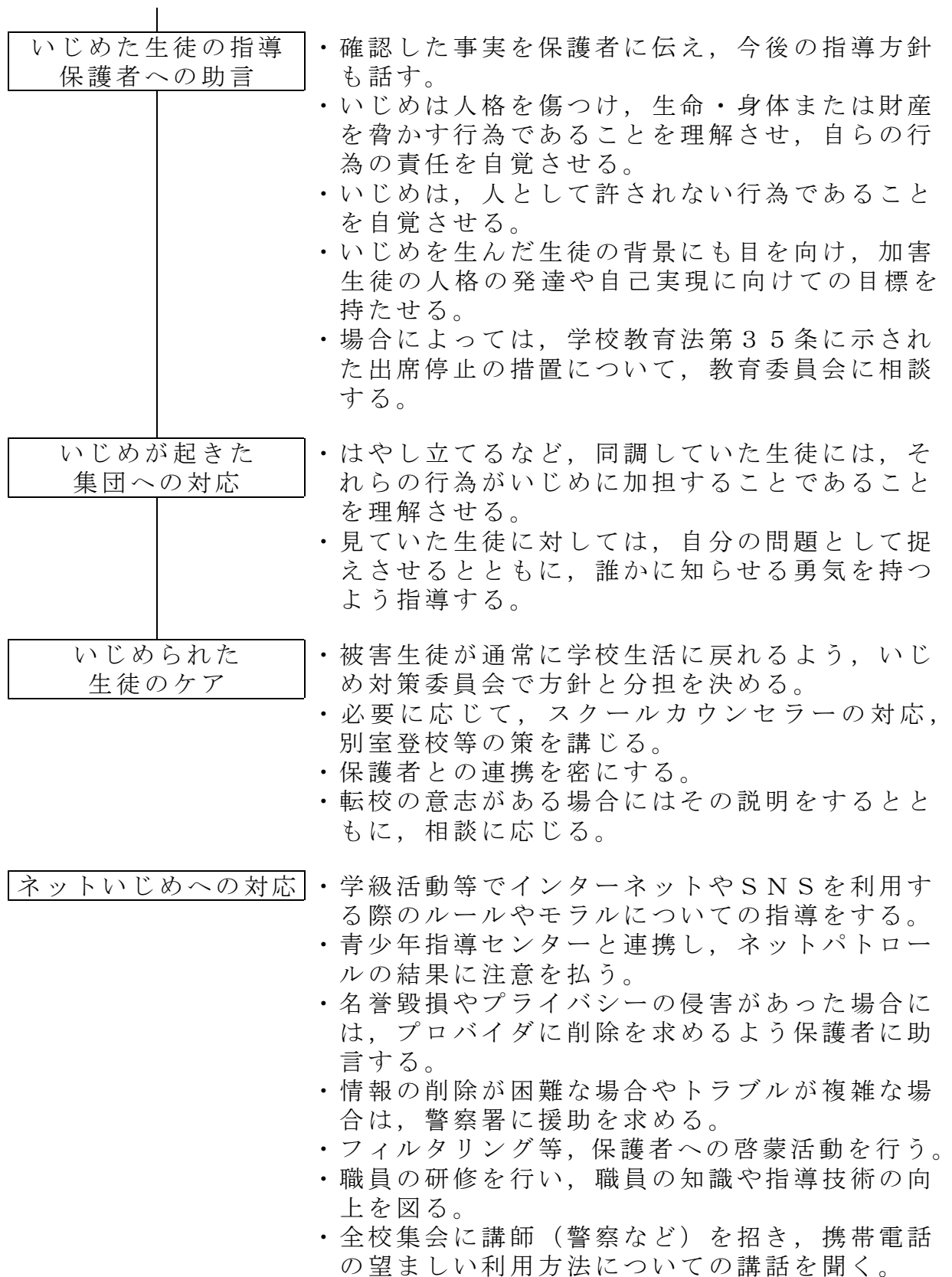
(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害生徒のケアを最優先とするが、被害生徒、加害生徒ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜く。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」であたる。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ





5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策基本法 第28条）

- ・いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

- ・いじめにより、生徒が30日以上欠席を余儀なくされた場合
 - ・生徒や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。
- (2) 重大事態の報告（いじめ防止対策基本法 第30条）
重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

(発見者)→(担任)→(学年主任)→(生徒指導主任)→(教頭)→(校長)→(教育委員会)

②いじめ対策組織の招集（いじめ防止対策基本法 第28条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。事案に応じてスクールカウンセラーや、警察等関係機関の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策基本法 第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表のしかたについて、十分に理解を得る。

ア いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

○当該生徒及び関係職員、関係生徒から聞き取り、または質問紙調査を行う。

○当該生徒の学校復帰が阻害されることのないように、当該生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を最優先にする。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

○保護者の要望や意見を十分に聴く。

○関係職員、関係生徒から聞き取り、または質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

○調査結果については、いじめられた生徒及び保護者に結果の提供を行う。

○調査結果については、茂原市教育委員会に報告を行う。

④いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた生徒の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた生徒との人間関係の再構築、まわりの生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた生徒への指導

- ・いじめられた生徒への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該生徒の支援体制をとる。
- ・まわりの生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。